

所得控除（法人税、法人住民税、事業税）

（国家戦略特別区域法第27条の3）

国家戦略特区内の設立5年未満の法人で、実施する特定事業が記載された区域計画が内閣総理大臣に認定され、さらに専ら特定事業を営むこと等の要件を満たすものとして内閣府特命担当大臣の指定を受けたものについて、その事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度。

（1）対象事業：国家戦略特別区域法施行規則に定められている次のいずれにも該当するもの。

①規制の特例措置の適用を受けるもの（法第2条第2項第1号に掲げる事業）であって、当該事業の実施に当たり、その規制の特例措置が重要な役割を果たすものであること。

②下記の対象分野の事業であり、新たな価値又は経済社会の変化をもたらす革新的な事業であるもの。

（2）対象分野：「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT（注1）」（施行規則第11条の2第2号）

（注1）一定のIoT等とは、インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発又はその成果を活用した一定の事業

ア. 主な法人の指定要件

設立時期	国家戦略特区の指定の日以後に設立され、設立の日以後の期間が5年未満であること。
事業概要	「専ら」認定区域計画に定められた上記の対象事業を営むこと。
区域要件	特区内に本店又は主たる事務所を有すること。
	特区外の事務所では、調査、広告宣伝等の業務（補助的なものに限る。）以外の業務を行わないこと。
	特区外の事務所の従業員の合計がその法人の常勤従業員数の20%以下であること。
指定期限	令和6年3月31日

イ. 指定法人の課税の特例



特定事業に係る所得金額の20%を控除

特例を受けるための要件

ア. 所得控除における要件

- 令和6年3月31日までに内閣府特命担当大臣により指定された法人であること。（租特法第61条）
- 認定区域計画に定められている特定事業（※）を実施する法人であること。（法第27条の3）
- 次に掲げる要件のいずれにも適合するものであること。（施行規則第11条の3関係）
 - 一 国家戦略特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。
 - 二 国家戦略特別区域の指定の日以後に設立されたもので、設立の日以後の期間が5年未満のものであること。
 - 三 専ら認定区域計画に定められている特定事業を実施するものであること。
 - 四 国家戦略特別区域の区域外にある事業所において、特定事業の内容に照らして必要かつ補助的な業務（調査、広告宣伝等）以外の業務を行わないものであること。
 - 五 国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する合計の従業員の数が、当該法人の常時雇用する従業員の数の20%以下であること。
 - 六 特定事業を実施することについて、適切かつ確実な計画を有すると認められること。
 - 七 指定に係る特定事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるものであること。
 - 八 指定に係る特定事業を安定して行うために必要な経理的基礎を有すること。
 - 九 指定に係る特定事業に係る経理が、指定の以前に当該法人が営んでいた他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。

※（所得控除における特定事業）①及び②に該当するものが対象となる。

① 国家戦略特別区域法の規制の特例措置の適用を受けるもので、それが当該事業において重要な役割を果たすもの

② 「医療」、「国際」、「農業」、「一定のIoT等」分野の（施行規則第11条の2第2号に掲げる）事業

所得控除の流れ

①事業実施計画の確認

- 特定事業を実施しようとする者が事業実施計画を作成し、内閣府特命担当大臣へ提出します。適切かつ確実な計画と確認した場合、内閣府特命担当大臣はその通知を行います。（施行規則第3第2項）

②区域計画の認定

- 法人の行う特定事業が記載されている区域計画を国家戦略特別区域会議が作成し、内閣総理大臣に対して認定申請を行います。認定基準に適合しているものと認められるときは、内閣総理大臣はその認定を行います。（法第8条第1項及び第7項）

③法人指定

- 認定区域計画に記載されている特定事業を行う法人からの指定の申請に基づき、内閣府特命担当大臣は、指定要件を満たしているものを特定事業を行う法人として指定します。（施行規則第11条の4第2項）

④法人による事業の実施状況報告

- 指定法人は、当該特定事業の実施状況報告書を、事業年度終了後一月以内に内閣府特命担当大臣に提出します。（施行規則第11条の5第1項）

⑤国家戦略特区担当大臣による認定したことを証する書類の交付

- 指定法人が当該特定事業を適切に実施していると認められる場合、実施状況等の報告を受けた内閣府特命担当大臣は、その報告を受けた日から原則一月以内に、当該法人に対して認定したことを証する書面を交付します。（施行規則第11条の5第2項）

確 定 申 告